

EHS NEWS FLASH

(作成:SEAJ 環境情報専門委員会 独自の見解を含んでおり、内容を保証するものではありません。参考情報としてご利用下さい)

(情報区分;b グリーン調達)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1)件名

- ・台湾 RoHS の公布

2)内容

- ・2015年12月30日、台湾から台湾 RoHS の規制追加に関する台湾/商品検査法の改正版が公布された。
- ・台湾 RoHS の対象製品は以下となる。
パソコン（電話回線で通話を行う機能のある機器を除く）、プリンタ、コピー機、TV、ディスプレイ、パソコン用モニタ、プロジェクタ、ネットワークマルチメディアプレーヤ
台湾 RoHS の WTO/TBT 通報時に対象製品になっていた「蛍光灯とその安定器」は、今回対象にならなかった。
- ・施行時期：2017年7月1日

3)SEAJ コメント

- ・今回の公布では8製品対象になったが、今後、蛍光灯とその安定器を含め、対象製品が増やされる可能性が大きい為、注意が必要である。
- ・台湾 RoHS への対応は各社の判断で行って下さい。

4)添付情報・資料

- ・なし

5)関連情報

- ・台湾RoHSのURL

<http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Attachment/f1451441434255.pdf>

<http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Attachment/f1451442115971.pdf>

6)その他

- ・なし